

第 3 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年3月25日 午後3時00分から4時20分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 18番 白川 勝 委員
 - 19番 田守 文夫 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 特定農地貸付けに係る承認申請について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

議案第7号 音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

協議案第1号 令和2年度活動点検・評価及び令和3年度活動計画等について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和3年第3回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は、19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事録署名委員は、18番 白川委員、19番 田守文夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第9項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。報告第1号を終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。
次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第3号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第4項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど議案第3号において農地法第3条による賃借権等設定の許可申請が、第2項につきましては、後ほど議案第4号において農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定が、第3項及び第4項につきましては、後ほど議案第6号においてあっせんの申出がそれぞれございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第4項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第4項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。

高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 先日、譲受人とお話をさせていただいております。この土地は、譲渡人のお母さまが離農されるときに、親戚である譲受人に作ってもらいたいと頼まれて耕作していた土地だと聞いております。お母さまが亡くなり、相続されたのを機に売買の運びとなったと聞いております。価格につきましては、地域の平均を大きく乱すものではないと思われま
す。以上です。

議 長 高野委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ござい
ませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 今月の中旬に譲受人のところへ行きまして、現地の確認、並びにお話のほうを伺っ
てまいりました。親子間の贈与ということで、何ら問題はないと思われま
す。

議 長 白川委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございま
せんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め
ます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
飯尾委員から調査報告をお願いいたします。

- 1 1 番 3月13日に譲受人のお宅へ行き、現地調査と本人にお話を伺ってまいりました。親子間の贈与ということで何ら問題はないと思われます。以上です。
- 議 長 飯尾委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございましたか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。
- 委 員 (全員異議なし)
- 議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)
なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。
- 議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。
- 4 番 以前、あっせんが不成立になった土地でございます。以前の借主の方のご了解を受けて、新たに今回の借主と3条での申請ということでお話を伺っております。
また、賃貸料につきまして、年が変わり農地の賃借料情報の更新がございまして、地域の最高額を上回らなかったことと、3条の契約ということで、両者で話合われて出された申請でございますので、問題はないというように判断いたしました。以上です。
- 議 長 安田委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございましたか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。
- 委 員 (全員異議なし)
- 議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 こちらの貸主、借主の3条申請でございますが、先月の総会の中でも上がっており
ましたが、今回の土地は先月申請がありました土地の長流枝内川を挟んで北側の土地
と、更に北側の下土幌幹線を挟んだ2か所でございます。これまで耕作されていた方
が離農されるということで出された案件でございますが、隣接した農地を耕作されて
いる方にもお話を伺いましたが、問題はないというように報告を受けてございます。
以上です。

議 長 大西委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございま
せんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第3号第3項及び第4項については関連がありますので、一括し
て議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第3項及び第4項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第3項及び第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 議案第3号第3項、第4項ともに第4項の貸主の旦那様が生前、耕作されていた土
地でございます。

第3項のお借りしていた土地につきましては草地として利用していた場所ござい
ます。3月13日に今回の借主に電話をして確認をしております。草地のまま利用で

きる、ご近所の酪農家である今回の借主に連絡があり、借りることになったということでございました。そして、第4項の土地につきましては、貸主と借主は親戚関係でありまして、経営規模拡大のために借りるということで、こちらの土地はどちらかという、借主のほうに通作距離が短いぐらいの場所でございます。どちらの賃貸料も、地域の平均を崩すものではなく、妥当な金額であると思われまます。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項及び第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項及び第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 第1項から第9項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第10項からご説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。

(議案第4号第10項朗読、説明)

以上、第1項から第10項までにつきましては、別添「調査書」5ページから8ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項から第10項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第10項について、決定いたします。

次に、議案第5号「特定農地貸付けに係る承認申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

別冊にて配付させていただいております、「議案第5号関係 特定農地貸付け承認

申請資料」に基づき説明させていただきます。

本件の申請につきましては、平成27年度から始めて7年目になっております。市民農園の申請者につきましては、昨年までの申請者から、相続により申請者が変更となっております。実施場所につきましては、昨年と変更ありません。

まず、1ページは位置図です。丸印のところで、緑南中学校の道道を挟んだ南側になります。2ページは土地の地番図、3ページは区画割りで、昨年と同じく30区画になります。

4ページからの、特定農地貸付協定書については、申請者と音更町との協定書の写しになります。

8ページからは、特定農地貸付規程の関係であります。貸付期間は、令和3年4月1日から11月30日となります。

また、昨年の実施状況につきましては、30区画のうち、23区画を貸付けた実績があるとのこと。また、昨年貸付けた区画につきましては、今年も仮予約が入っているとのこと。

11ページは、市民農園の募集内容になります。名称は、ミルクアンドハニーガーデンで、貸付内容は昨年と同じ内容で、今回の総会に諮り、今月26日から募集を始めたいという内容となっております。

12ページは、参考資料でありまして、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」の概要をまとめております。2番の概要をご覧ください。

(1) は、特定農地貸付の定義です。①から③まであります。

(2) は、特定農地貸付の実施主体について記載しています。

(3) 特定農地貸付の承認が農業委員会への手続き関係です。

次の13ページでは、開設主体別に手続の内容が図式化されております。図の2番目の仕組みに該当しております。農地の所有者が、①町と貸付協定を結んだのち、②貸付規程を作成し、③と④農業委員会への申請をして、承認されますと、その後、⑤使用収益権の設定となり、利用者を募集して農地使用に関する契約をしていくという流れになります。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項について、申請のとおり承認することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第4項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適

格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、ひびき野西町第2地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた相生地区のBさんの後継者、Cさん（33歳）を選定いたしました。

第2項、大和地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに大和地区のEさん（42歳）、同じく大和地区のFさん（53歳）の2名を選定いたしました。

第3項、上然別地区のGさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた法人Hを選定いたしました。

第4項、忍地区のIさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた富士地区のJさん（60歳）を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第6号第1項から第4項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第4項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、議案第7号音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についての件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第7号朗読、説明）

別紙、音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）というタイトルのものをご覧いただきたいと存じます。

音更町農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、指針として具体的な目標と取り組み方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、農業委員の改選期である3年ごとに検証、見直しを行うこととしています。

説明を加えますが、平成28年4月に、この農業委員会法が改正され、農地等の利用の最適化の推進、具体的には、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」が農業委員としての任意業務から必須業務となり、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法について

指針を定めるよう努めなければならないとされたところです。

指針の策定につきましては、農業委員会の努力目標ではありますが、本町におきましては、平成30年3月22日に開催されました第3回総会でのご審議を経て指針を定めました。この指針を定めることが事業実施の要件となっている農地利用最適化交付金につきましては、平成29年度から対象となっています。指針を策定してから3年が経過しましたことから所要の見直しを行おうとするもので、本日の午後1時30分から開催いたしました役員会での協議を経て、総会に上程しております。本総会でのご審議を踏まえまして決定とさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

1 ページ目、中段の1番、遊休農地の発生防止・解消についてです。

(1) 遊休農地の解消目標は、現状及び目標はゼロ目標とし、目標設定の考え方では、遊休農地については、今後も発生させないよう維持するとします。

(2) の具体的な取組方法としましては、毎年8月から9月の間に、農業委員全員による全町、地区担当委員を中心とする農地パトロールを実施するとしています。昨年8月末に実施しました全体でのバスで移動しての農地パトロールの他に、担当地区をお持ちの委員におかれましては、日頃から地区内のパトロールをあわせてお願いいたします。その場合、活動記録簿には、何月何日、何地区農地パトロールというふうに記載してください。

次に、2番、担い手への農地利用集積についてです。

(1) 担い手への農地利用集積目標では、集積面積を現状から3年間で36ヘクタール増やし、集積率を0.1ポイント上げるという目標としています。ちなみに、これまでの指針では、1年あたり5ヘクタールとしていました。目標設定の考え方では、農地利用集積については現状を維持しつつさらに非担い手の所有農地を担い手へ集積させていくとしています。担い手とは、通常、認定農業者のことを指します。

(2) 具体的な取組方法としましては、①非担い手や規模縮小農家の所有する農地について、あっせんの希望を確認し、担い手に集積する。②町、農地中間管理機構、農協等関係機関との連携により、農地中間管理事業等の活用を図るとしています。

次に、3番、新規参入の促進についてです。

(1) 新規参入の促進目標ではありますが、目標設定の考え方では、新規参入については、各年度において2経営体の新規参入を目標とするとしています。ここは、これまでの指針と同じ数値です。

(2) の具体的な取組方法としては、就農希望者に対しては、営農計画等により確実性を判断し、関係機関、地域と連携した農地のあっせん等に努めるとしています。

なお、この指針案につきましては、本日の総会でご決定いただければ、北海道に対して提出するとともに、町のホームページで公表する運びとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 この件につきましては、本日の午後1時30分から役員会で協議しています。それでは、説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号について、原案のとおり決定いたします。

次に、協議案第1号「令和2年度活動点検・評価及び令和3年度活動計画等について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （協議案第1号朗読、説明）

農業委員会は毎年3月までに、「当該年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「次年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を取りまとめ、市町村のホームページ等に30日以上公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を募集することとされています。

また、地域の農業者等からの意見・要望を踏まえ、6月末までに前年度の点検評価結果と当該年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定し、その内容を市町村のホームページに公表することとされています。

また、その内容は北海道を經由して国へ提出することになっています。

(点検・評価(案)及び活動計画(案)説明)

以上、説明とさせていただきます。

議長 この件につきましても、本日の午後1時30分から役員会で協議しています。それでは、説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定いたします。以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和3年第3回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時20分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和3年3月25日

議長 石川清光